

令和6年度第3回松本市地域包括支援センター運営協議会
次 第

日 時 令和7年2月10日(月)
午後1時から
会 場 松本市役所 大会議室
(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 令和7年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について・・・資料1
別冊

イ 包括支援センターにおける柔軟な職員配置について・・・資料2

(2) 報告事項

ア 令和7年度事業の変更点について・・・資料3

4 閉 会

令和6年度 松本市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

(任期:令和6年5月1日～令和9年4月30日)

No.	氏名	所属等	備考
1	ハタモトユキ 羽田 原之	松本市医師会(理事)	副会長
2	ヤマザキイチロウ 山崎 一郎	松本市歯科医師会(副会長)	
3	ホンボタケトシ 本保 武俊	松本薬剤師会	
4	タナカキツキ 田中 きつき	長野県社会福祉士会	
5	ミヤタケチナミ 宮武 千奈美	長野県看護協会	
6	スギモトユミコ 杉本 裕美子	長野県介護福祉士会	
7	マツシタミサコ 松下 美佐子	長野県介護支援専門員協会	
8	ナカザワシンイチ 中澤 伸一	松本市民生委員・児童委員協議会(副会長)	
9	アオキタダタカ 青木 忠孝	松本市高齢者クラブ連合会(副会長)	
10	シリナシハマヒロユキ 尻無浜 博幸	学識経験者(松本大学)	会長
11	セキナガノブコ 関永 信子	公募委員	

令和7年度松本市地域包括支援センター運営方針について

1 地域包括ケアシステムの推進方針

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療と介護、介護・フレイル予防、生活支援サービスが包括的に提供できる取組みを、関係機関との連携や地域住民の参画と協働により、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、身近な窓口として、地域包括支援センターの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら、関係機関と連携して相談に対応し、状況に応じ重層的支援体制整備事業へつなげます。

イ 高齢者以外の事例について相談を受けた場合は、初期相談に応じ、専門職等につなげ、多職種連携を図ることで課題解決に取り組みます。

ウ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど、家族介護者の「相談支援のニーズ」に早期に気付ける仕組みづくりに行政および専門職等との連携を通して取組み、家族介護者支援を行います。

(2) 介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの利用の有無に関わらず、趣味や生きがい・役割を持って、地域とつながりながら、身近な通いの場等への参加や社会参加が、介護・フレイル予防となることから、リハ職等と連携し、これらの重要性について地域住民へ啓発します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を関係課と連携し、地域づくりの視点をもって進めます。

(3) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

ア 丁寧なアセスメントを行い、自立支援に基づいた介護予防プラン等の作成を推進します。

イ 医療と介護の専門職の視点を入れたモニタリングや評価を行い、自立支援・重度化防止を進めます。

ウ 意思決定支援による利用者の選択に基づき、介護保険サービスの利用のみならず、セルフケアや、地区生活支援員との連携による地域の社会資源の活用等も意識して、ケアマネジメントを行います。

(4) 権利擁護の推進

ア 高齢者虐待対応

地区担当職員等の関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見、コアメンバー会議・弁護士連携事業等を活用した早期対応、終結に向けた積極的な支援及び養護者支援に取り組みます。

さらに、養護者に該当しない場合やセルフネグレクト等、高齢者虐待防止法の直接の対象とならない場合も、権利擁護の観点から、必要に応じて高齢者虐待防止法の取扱いに準じ、関係機関と連携し対応します。

地域住民や介護サービス事業所等に対し、虐待の早期発見・防止の周知啓発を進めます。

イ 成年後見制度利用促進

一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、中核機関である高齢福祉課・西部福祉課や成年後見支援センターと連携し、相談窓口や制度を広く周知し浸透を図り、必要な人が制度を利用できるように努めます。さらに、制度利用の前後に関わらず、本人の意思に寄り添った「意思決定支援」を行います。

また、後見人等審判確定後も、本人・後見人等を、関係機関とともに一つのチームとして包括的に支援します。

ウ 消費者被害防止

地域住民や介護支援専門員等に対し、消費者被害の正しい知識・情報を伝え、地域での見守り体制の構築・強化を行います。また、消費者被害を受けていると思われる高齢者等の早期発見に努め、消費生活センター等と連携して対応し、必要に応じて適切な制度につなぎます。

(5) 認知症施策の推進

ア 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月）」施行を踏まえ、「共生社会」に向けて、地域の実情に応じた取組みを、認知症地域支援推進員を中心に、幅広い世代の地域住民、企業等関係機関と連携して進めます。

イ 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を幅広い年代に行い、認知症の正しい理解を推進します。

ウ 本人や家族の視点を重視し、本人の希望に応じた方法で地域等と関わる体制（チームオレンジまつもと等）の整備を12の日常生活圏域で進めます。また、まつもとミーティングの周知啓発と開催支援を行います。

エ 認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）等を活用した相談の充実と、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・介護の関係機関や地域の関係者との連携による早期発見・早期対応を目指します。

オ 個別地域ケア会議等を積み重ねることにより、地域住民の認知症に関する理解を深めます。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を切れ目なく提供するために、地域包括支援センター単位の多職種連絡会等や事例検討会、個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議を開催するとともに、入退院連携ルールと多職種連携シートの活用を図ります。

また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）（人生会議）と「松本市版リビングウィル（事前指示書）」の継続的な周知を行います。

医療・介護・地域のインフォーマルサービスの把握のため、介護サービス情報公表システムの活用を推進します。

(7) 災害・感染症対策等対応の強化

災害・感染症等の様々な場面を想定し、BCP（業務継続計画）の随時見直し、研修及び訓練の実施等を行うことで災害時の対応を明確化し、できる限り速やかに地域包括支援センターの機能が回復できるように備えます。

平時からの在宅医療・介護連携による関係者や地域住民等との顔の見える関係性を、災害発生時に活用し、生活支援に連携して取り組めるよう、つながりを強化します。

- 3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
地域づくりに関する各種会議又は地域包括支援センター単位の多職種連絡会や個別地域ケア会議等を通じて、地区生活支援員と連携しながら、医療・介護の専門職や地域社会とのネットワークの強化に努めます。
- 4 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
 - (1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会等を開催し、利用者の自立支援・重度化防止を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。
 - (2) 困難ケースの対応やケアマネジメントに係る介護支援専門員の相談に応じられるよう、職員の資質向上に努めます。
 - (3) ハラスメント対策の重要性について共有します。
- 5 地域ケア会議等の運営方針
 - (1) 個別の事例をもとに開催する「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」を積極的に開催し、個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげます。
 - (2) 「個別地域ケア会議」、「自立支援型個別ケア会議」等の積み重ねにより地域課題が把握された場合は、地区支援企画会議等を活用し、地域づくりセンター長と調整のうえ、「地域課題を検討、解決するための会議」等での協議を依頼し、課題解決に向けて協働します。
- 6 市との連携方針
定期的で開催する専門職種会等を通じて、地域包括支援センター間や基幹包括支援センターとの情報共有を図り連携を強化するとともに、市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき業務を実施します。
- 7 個人情報の取扱いに係る方針
地域包括支援センターが有する個人情報の業務目的外の使用や、第三者への漏洩が起らないよう、関係法令等を遵守し、情報管理の徹底を図ります。
また、相談時には、利用者等のプライバシーが確保されるよう配慮し、環境整備に努めます。
- 8 公正・中立性確保のための方針
市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業所の紹介等にあたっては、特定の事業所等に不当に偏ることがないように、調整の経緯を記録します。
- 9 住民への周知・啓発の実施方針
地域の身近な高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターだより等の媒体の工夫やデジタルを活用することで、センターの役割や取組み、連絡先等について積極的な周知に努めます。

(協議事項イ)

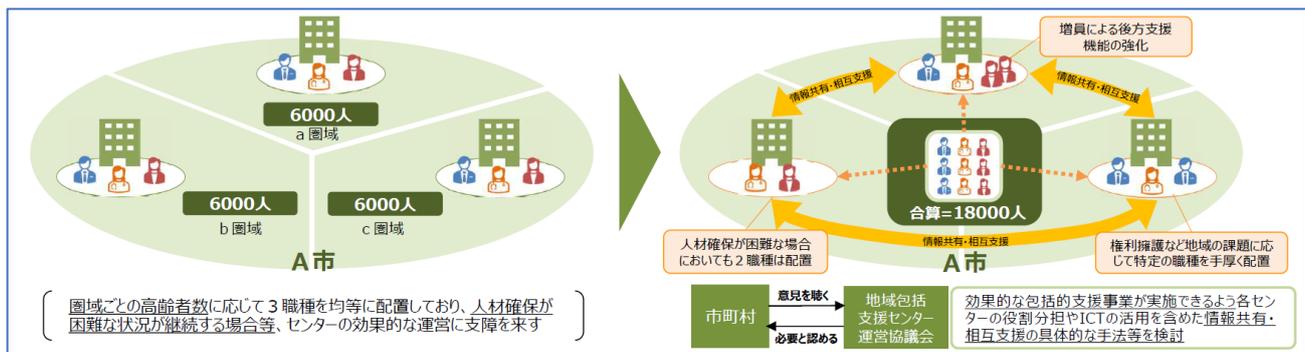
地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 協議内容

- (1) 複数の地域包括支援センターが合算して専門職を配置、運営する際の運用手順
- (2) 事務局提案を元に、運用上に懸念される課題やご意見

2 経過

- (1) 「松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例」改正案が令和6年12月定例会で可決。
- (2) 松本市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターが合算して専門職を配置し、効率的な運用を行うことが可能となる。
- (3) 3職種配置を基本としつつ、12箇所の地域包括支援センターを維持するための体制整備策として、地域包括支援センター運営協議会へ運用について協議を依頼する。



令和5年12月22日「社会保障審議会介護保険部会（第110回）資料2」より抜粋

≪当該制度に関する地域包括支援センターの意見≫

1 複数拠点で合算して3職種を配置することについて

課題はあるが、有効な方法	6
課題が多く、実現は難しい	6

2 複数拠点で3職種を合算して配置する場合の課題、不安を感じること

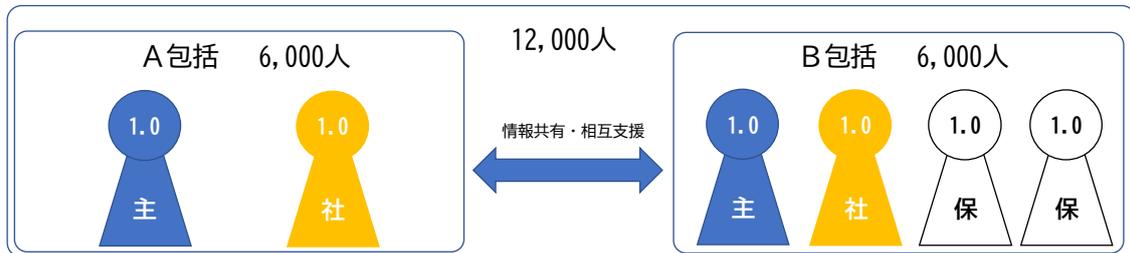
職員数が減少するセンターでは、相談対応等に対応できない、職員負担が増加する	8
相互支援体制が有効に機能できるのか（普段対応していない地区や対象者に対応することは難しい）	8
運営する法人が異なる地域包括支援センター同士の場合、相互支援・連携が円滑に行えるか	11
委託料や人件費をどのように支払うのか不明	11
災害等の有事の際の対応が不安	6
その他	3

— 事務局案 柔軟な職員配置の方法 —

【前提条件】

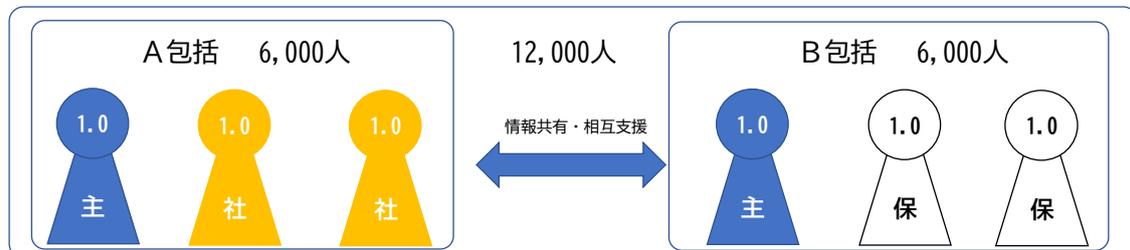
- ・各包括の担当区域は変更しない。
(12包括体制の維持、1包括あたり約 6,000 人に対応)
- ・12包括全体で専門職(3職種×1人×12包括=36人)の人数は変えない。

① 配置人数を変更して配置



良い点	懸念点
<p>【人員が減る包括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保が困難な包括が維持できる。 <p>【人員が増える包括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の特徴に合わせ、手厚く職員配置を行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、相互支援の手法の確認。 ・配置されていない職種の専門分野について、担当地区での対応が課題。 ・受託法人が異なる場合の委託料の取扱いが課題。(現時点では、業務委託契約のため、人数が異なる場合でも各包括へは同額での支給を想定) <p>【人員が減る包括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量が減少しないため、配置職員の負担が増大する。

② 配置職種の変更(配置人数は変更しない)



良い点	懸念点
<ul style="list-style-type: none"> ・配置が困難な職種がある包括がある場合、条件によっては相手方包括の負担なく人員配置基準を満たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、相互支援の手法の確認。 ・配置されていない職種の専門分野について、担当地区での対応が課題。

令和 7 年度事業の変更点について

1 人員配置基準の緩和

下記について、業務委託契約仕様書の見直しを行います。

(1) 介護保険法施行規則改正による見直し

松本市 1 2 月定例会で条例改正が可決されました。地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、以下の配置を可能とします。

ア 常勤換算方法による職員配置

イ 複数圏域の高齢者数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置

(2) 介護報酬改定を受けた運用方法の見直し

育児・介護休業法等による短時間勤務者が、週 30 時間以上勤務する場合、「常勤」として取り扱う

(3) 厚生労働省老健局計画課長通知（令和 6 年 8 月 5 日「地域包括支援センターの設置運営について」）による見直し

「主任介護支援専門員に準ずる者」の配置を認める。

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

令和6年度地域包括支援センター事業評価の結果について

1 概要

地域包括支援センターの機能強化を図るため、市及び地域包括支援センターは事業の評価を行うとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることとされている。

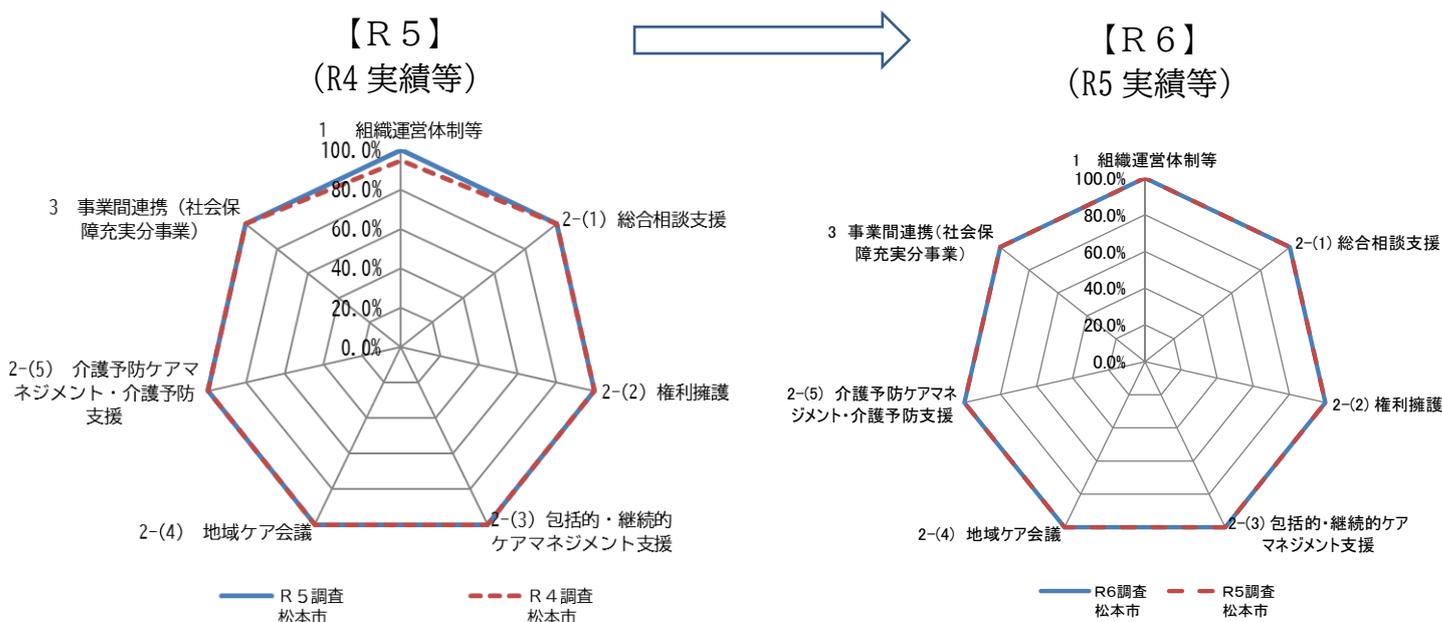
全国統一の評価指標に基づき、令和5年度の実績等について行った事業評価の結果を報告するもの。

2 評価指標の構成

- (1) 組織・運営体制等 市19項目・センター19項目（うち連携15項目）
- (2) 個別業務 市35項目・センター32項目（うち連携28項目）
- (3) 事業間連携 市5項目・センター5項目（うち連携5項目）

3 評価結果

(1) 【市】



		R6調査 松本市	R5調査 松本市	R5調査 全国平均
1	1 組織運営体制等	100.0%	100.0%	85.6%
2	2-1) 総合相談支援	100.0%	100.0%	86.9%
3	2-2) 権利擁護	100.0%	100.0%	89.8%
4	2-3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	70.5%
5	2-4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%	69.3%
6	2-5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	100.0%	71.7%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	100.0%	86.5%

(2) 【市】未改善項目

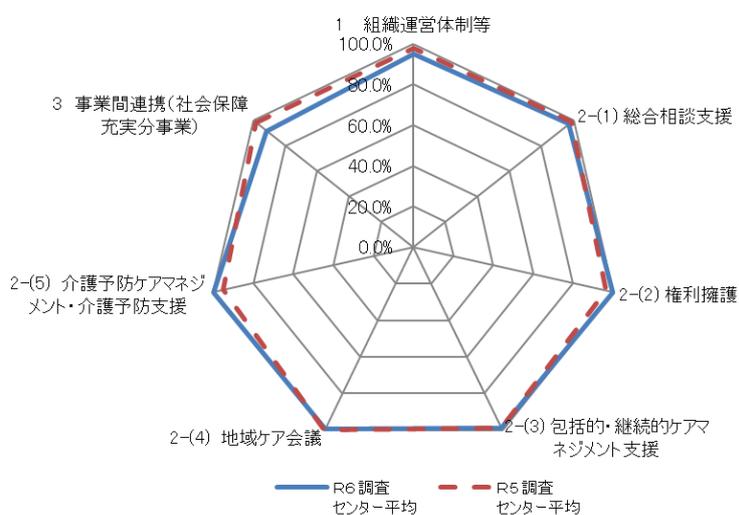
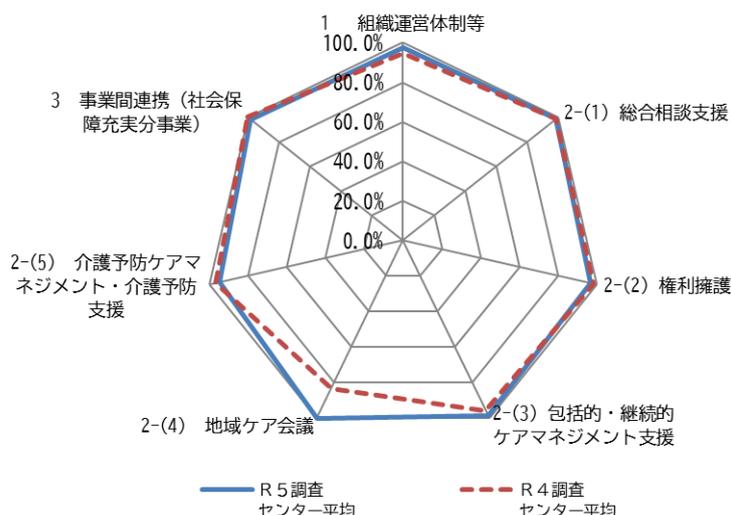
なし

(3) 【センター平均】

【R5】
(R4実績等)



【R6】
(R5実績等)



	R6調査 【R5実績等】 センター平均	R5調査 【R4実績等】 センター平均	R5調査 全国平均
1 1 組織運営体制等	95.1%	97.8%	90.6%
2 2-(1) 総合相談支援	97.2%	98.6%	92.7%
3 2-(2) 権利擁護	100.0%	96.7%	92.3%
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	98.6%	98.6%	85.0%
5 2-(4) 地域ケア会議	99.1%	100.0%	86.2%
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	95.0%	84.4%
7 3 事業間連携(社会保障充実分事業)	91.7%	98.3%	89.0%

(4) 【センター平均】未改善項目

1 組織運営体制等	
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。
2-(1) 総合相談支援	
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。
2-(4) 地域ケア会議	
Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。
3 事業間連携	
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。

4 市・センター評価結果一覧表（連携項目一覧表）

4 ページから

5 評価結果の分析

- (1) 各センター及び運営法人において、センター運営の質の向上を心がけていただいていることから、7つの評価項目すべてが全国平均を上回っている。
- (2) センター開催の地域ケア会議等から抽出された課題を地域づくりセンター等と共有し、地域課題として地区支援会議等へ提案していただいている。地区差はあるものの、地域ケア会議を活用した地区課題抽出の仕組みが定着してきており、評価結果も高くなっている。

地域ケア会議をさらに拡充していただきながら、地区だけでは解決できない課題について、市の政策的課題として、協議につなげる取組みが必要である。
- (3) 在宅医療・介護連携推進事業の相談窓口（令和5年度から高齢福祉課内に移転した医療コーディネーター）へ相談していないと回答があるが、相談事例がなかったもの。各センターが対応した医療・介護連携の事例について、医療コーディネーターと共有し、共に連携強化につとめている。
- (4) センター業務が増え、職員体制に限られるなか、優先順位をつけながら業務に取り組んでいただいている。今後も、市とセンターの意識共有を確認したうえで、事業を進めていく。

令和6年度（令和5年度実績）地域包括支援センター事業評価結果について（連携項目一覧表）

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標											R5 全国 平均	留意点					
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	R5 全国 平均	留意点								
1 組織・運営体制等																					
(1) 組織運営体制																					
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	72.8%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.1%	対象：評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針	
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	77.1%	2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	88.9%	対象：評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績	
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	49.3%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.6%	対象：前年度に開催した運営協議会において意見・指摘を受けた際の対応実績	
4	Q22	市町村とセンターとの連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	87.3%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.3%	対象：前年度	
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	97.4%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.7%	対象：前年度	
					6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	87.0%	対象：前年度	
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○	93.9%																対象：評価実施年度の4月末時点	
7	Q25	センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	○	74.8%	7	Q16	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	62.2%	対象：評価実施年度の4月末時点
8	Q26	センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	○	62.6%																対象：評価実施年度の4月末時点	
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	51.4%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	73.3%	対象：評価実施年度の4月末までに示された研修計画	
					9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	80.5%	対象：前年度 主催者、研修内容、 時間数は問わない。
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	77.1%	10	Q19	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	72.5%	対象：前年度 窓口設置のほか、携 帯電話への転送でも 設置とみなす	
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	79.8%	11	Q20	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	75.5%	対象：前年度 窓口設置のほか、携 帯電話への転送でも 設置とみなす	
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	96.5%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.7%	対象：前年度	
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	85.8%																対象：前年度	
平均点数・個数		13	10.1	平均点数・個数		12	11	12	12	12	11	11	10	11	11	12	12	10.2			
平均点数・%		100.0%	77.4%	平均点数・%		100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	91.7%	83.3%	91.7%	91.7%	100.0%	100.0%	85.1%			

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標				A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	R5 全国 平均	留意点	
(2) 個人情報の保護																						
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	95.5%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.5%	対象：前年度	
15	Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	86.0%	14	Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	91.5%	対象：前年度	
					15	Q24	個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.1%	対象：前年度	
					16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	76.7%	対象：前年度	
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○	91.2%																	対象：前年度	
平均点数・個数		3	2.7	平均点数・個数				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.6		
平均点数・%		100.0%	90.9%	平均点数・%				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.5%		
(3) 利用者満足の上																						
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	86.2%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.3%	対象：前年度	
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	96.4%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.2%	対象：前年度	
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	82.8%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.8%	対象：前年度	
平均点数・個数		3	2.7	平均点数・個数				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2.9		
平均点数・%		100.0%	88.5%	平均点数・%				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%		
1	組織運営体制等 計 点数：個数		19	15.4	1	組織運営体制等 計 平均点数：個数				19	18	19	19	18	18	19	18	18	19	19	16.7	
1	組織運営体制等 計 点数：%		100.0%	85.6%	1	組織運営体制等 計 平均点数：%				100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	94.7%	100.0%	94.7%	94.7%	100.0%	100.0%	90.6%
センター平均										97.8%												

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標											R5 全国 平均	留意点						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	R5 全国 平均										
2 個別業務																						
(1) 総合相談支援業務																						
20	Q38	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○	87.9%												対象：前年度						
20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.9%	対象：前年度					
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	55.1%	21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	79.1%	対象：前年度 相談事例の終結条件とは、受けた相談の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること					
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	91.5%	22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	95.3%	対象：前年度					
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.0%	23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	98.6%	対象：前年度					
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.5%	24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	○	○	○	○	○	○	96.4%	対象：前年度					
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	92.1%	25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	91.9%	対象：前年度					
平均点数・個数			6	5.2	平均点数・個数			6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	6	6	5.6		
平均点数・%			100.0%	86.9%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	83.3%	100.0%	100.0%	92.7%	
センター平均											97.2%											
(2) 権利擁護業務																						
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	84.2%	26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.8%	対象：前年度
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	94.7%	27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	98.0%	対象：前年度
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	96.2%	28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	97.7%	対象：前年度
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	84.0%	29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92.3%	対象：前年度 相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に満たすものとする。
					30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.6%	対象：前年度
平均点数・個数			4	3.6	平均点数・個数			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.6	
平均点数・%			100.0%	89.8%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%	
センター平均											100.0%											

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標				A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	R5 全国 平均	留意点	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務																						
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	82.7%	31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.0%	対象：前年度	
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	72.3%	32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	76.9%	対象：評価実施年度における開催計画	
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	54.0%	33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89.5%	対象：前年度	
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	56.3%																		
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	81.6%	34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.1%	対象：前年度	
					35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	82.1%	対象：前年度 圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取組み状況を評価するもの。	
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	75.9%	36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	81.4%	対象：前年度	
					37	Q47-1	令和5年改正法で追加された指定介護予防支援事業所の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所に対する「介護予防サービス計画の検証」を行っていますか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	R6年度調査新規項目	
平均点数・個数		6	4.2	平均点数・個数				7	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7	7	5.1		
平均点数・%		100.0%	70.5%	平均点数・%				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%	
センター平均												98.8%										

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標												R5 全国 平均	留意点			
A 包括	B 包括	C 包括	D 包括	E 包括	F 包括	G 包括	H 包括	I 包括	J 包括	K 包括	L 包括	R5 全国 平均								
(4) 地域ケア会議																				
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	69.8%	38	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85.6%	対象：評価実施年度の4月末時点	
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	○	58.8%													85.6%	対象：評価実施年度の4月末時点		
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	71.3%	39	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85.0%	対象：評価実施年度の4月末時点	
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	88.5%	40	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92.2%	対象：前年度	
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	88.0%	41	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.4%	対象：前年度	
41	Q62	センターと協力を、地域ケア会議における個人情報取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	80.6%	42	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	91.2%	対象：前年度	
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	79.8%	43	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.2%	対象：前年度	
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	69.2%	44	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.5%	対象：前年度 会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの	
44	Q65	生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○	60.5%														対象：前年度		
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	77.0%	45	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	76.6%	対象：前年度
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	88.6%	46	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	92.0%	対象：前年度	
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	○	16.4%														対象：前年度		
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	52.0%														対象：前年度		
平均点数・個数			13	9.0	平均点数・個数			9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	7.8	
平均点数・%			100.0%	69.3%	平均点数・%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.2%
センター平均 99.1%																				

市町村指標		松本市	R5 全国 平均	センター指標												R5 全国 平均	留意点	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	R5 全国 平均	留意点					
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援																		
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	72.2%	47	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.6%	対象：評価実施年度の4月末時点
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	85.5%	48	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96.7%	対象：前年度
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	39.0%	49	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	60.8%	対象：前年度 手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市から提示され、それを活用している場合に満たすものとする。
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	68.9%	50	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.1%	対象：評価実施年度の4月末時点
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	68.6%	51	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	95.0%	対象：評価実施年度の4月末時点
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	95.9%														対象：前年度
平均点数・個数		6	4.3	平均点数・個数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.5	
平均点数・%		100.0%	71.7%	平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.4%	
センター平均 100.0%																		
2 個別業務 計 点数：個数		35	26.0	2 個別業務 計 平均点数：個数		32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	32	27.3	
2 個別業務 計 点数：%		100.0%	77.6%	2 個別業務 計 平均点数：%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%	100.0%	100.0%	88.1%
3 事業間連携（社会保障充実事業）																		
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	75.6%	52	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.9%	対象：前年度
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	83.3%	53	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.1%	対象：前年度
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.7%	54	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	×	○	○	○	○	○	○	×	×	85.5%	対象：前年度
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.6%	55	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89.4%	対象：前年度
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.4%	56	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	×	○	○	○	×	92.2%	対象：前年度
3 事業間連携 計 平均点数・個数		5	4.3	3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	5	5	5	5	4	5	5	4	3	5	4.5	
3 事業間連携 計 平均点数・%		100.0%	86.5%	3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	80.0%	60.0%	100.0%	100.0%	89.0%
センター平均 91.7%																		

令和7年度松本市地域包括支援センター運営方針のイメージ図

「松本市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方について明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

